

佐賀県告示第593号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成29年10月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

その(1)

1 名称

鬼の鼻山特定猟具使用禁止区域

2 区域

多久市多久町の市道東の原・中野線と林道中野線との交点を第1起点とし、第1起点から同市道を南西へ進み、市道梅野線との交点に至り、市道東の原中野線との交点から西へ200メートルの地点まで進み、同所から農道を南へ進み市道梅野線との交点に至り、同市道を西へ300メートルの地点まで進み、同所から農道に沿って南東へ進み沢に至り、沢に沿って北東へ進み林道中野線との交点に至り、同林道に沿って北へ進み第1起点に至る線で囲まれた区域及び同市南多久町の林道井上線と杵島郡大町町の境界との交点を第2起点とし、第2起点から同林道を北へ100メートルの地点まで進み、同所から林道（大山口作業道）を北へ進み林道井上支線との交点に至り、同林道・鬼の鼻生活環境林管理道路を南西へ進み市道梅野線との交点の手前1,500メートルの地点まで進み、同所から作業道を南へ進み同市と武雄市の境界との交点に至り、同境界を東へ進み第2起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器、くくりわな、はこおとし及び囲いわな

その(2)

1 名称

三田川特定猟具使用禁止区域

2 区域

三養基郡上峰町切通のJR長崎本線と県道中原三瀬線との交点を起点とし、同県道を南へ進み同町と三養基郡みやき町の境界との交点に至り、同境界を南へ進み町道坊所線との交点に至り、同町道を東へ進み農道中村中央線との交点に至り、同農道を南へ進み町道坊所九丁分線との交点に至り、同町道を西へ進み町道下津毛坊所線との交点に至り、同町道を南へ進み町道下坊所南線との交点に至り、同町道を西へ進み町道下坊所西峰線との交点に至り、同交点より北西へ進み町道特老中杖線に至り、同町道を西へ進み三養基郡上峰町と神埼郡吉野ヶ里町の境界との交点に至り、同境界から町道上豆田坊所線を西へ進み水路との交点に至り、同水路を北へ進み町道立野西南線との交点に至り、同町道を西へ進み町道田手村目達原線との交点に至り、同町道を西へ進み田手都市下水路との交点に至り、同水路を西へ進

み町道力田豆田線との交点に至り、同町道を西へ進み国道385号との交点に至り、同国道を南へ進み田手川との交点に至り、同河川の東側を北へ進みJR長崎本線との交点に至り、同JR線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(3)

1 名称

城原特定猟具使用禁止区域

2 区域

神崎市神埼町竹にある川寄橋西側を起点とし、同起点から県道若宮鶴線を西へ進み県道佐賀川久保鳥栖線との交点に至り、同県道を北へ進み字上善寺と字四本谷の字界との交点に至り、同字界を北に進み菅生川との交点に至り、同河川右岸を北西に進み九州横断自動車道との交点に至り、同高速道路北側を東へ進み国有林と民有地の境界に至り、同境界を北へ進み同市神埼町と同市脊振町との境界に至り、同境界を東へ進み城原川との交点に至り、同河川の右岸を南へ進み朝日橋、菅生橋及び八子橋を経て起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器及びくくりわな

その(4)

1 名称

神埼特定猟具使用禁止区域

2 区域

神崎市神埼町田道ヶ里のJR長崎本線と同市と神埼郡吉野ヶ里町との境界との交点を起点とし、同境界を南へ進み国道34号との交点に至り、同国道を西へ進み市道国道34号・駅ヶ里住宅線との交点に至り、同市道を南へ進み市道駅ヶ里・広円線との交点に至り、同市道を東へ進み農道駅ヶ里東線との交点に至り、同農道を南へ進み農道大依2号線との交点に至り、同農道を西へ進み国道385号との交点に至り、同国道を西へ進み市道神納橋・神埼ヶ里線との交点に至り、同市道を南へ進み県道市武神埼線との交点に至り、同県道を西へ進み、市道県道市武線・国道385号との交点に至り、同市道を南へ進み国道385号との交点に至り、同国道を300メートル程南へ進み用悪水路1448番地との交点に至り、同水路を西へ進み市道本堀・村下団地線との交点に至り、同市道を北へ進み市道村下団地・小桜保育園前線との交点に至り、同市道を西へ進み市道四丁目・永歌線との交点に至り、同市道を北へ進み市道小津ヶ里・神陽団地線の交点に至り、同市道を西へ進み市道西小津ヶ里団地線との交点に至り、同市道を北へ進み城原川左岸側との交点に至り、同河川を北へ進み国道34号との交点に至り、

同国道を西へ進み市道横武・池辺田線との交点に至り、同市道を北へ進み市道清明高校・馬観音線に至り、同市道を北へ進み市道横武北線との交点に至り、同市道を東へ進み県道佐賀外環状線との交点に至り、同県道を東へ進み市道今屋敷・猪面線との交点に至り、同市道を北へ進み J R 長崎本線との交点に至り、同 J R 線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(5)

1 名称

大和特定猟具使用禁止区域

2 区域

佐賀市大和町久留間の県道松尾佐賀停車場線と市道今山川上線との交点を起点とし、同市道を東へ進み県道川上牛津線との交点に至り、同県道を南へ進み市道川上惣座線との交点に至り、同市道を東へ進み国道263号との交点に至り、同国道を南へ進み市道久池井中央線との交点に至り、同市道を東へ進み市道尼寺春日線との交点に至り、同市道を北へ進み市道春日線との交点に至り、同市道を北へ進み市道側道1号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道小川礫石線との交点に至り、同市道を南へ進み市道惣座権現原線との交点に至り、同市道を東へ進み同市金立町大字金立と同市大和町大字久池井の境界との交点に至り、同境界を南へ進み県道佐賀外環状線との交点に至り、同県道を西へ進み市道国分1号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道尼寺団地鍵尼線との交点に至り、同市道を西へ進み尼寺下水路との交点に至り、同水路を南へ進み同市高木瀬町大字長瀬と同市大和町大字尼寺との境界に至り、同境界を西へ進み市道天満宮河畔公園線との交点に至り、同市道を北へ進み市道石井樋駄市川原線との交点に至り、同市道を西へ進み市道石井樋祇園さん線との交点に至り、同市道を北へ進み市道祇園さん惣座線との交点に至り、同市道を北へ進み長崎自動車道高架下北側の市道惣座2号線との交点に至り、同市道を西へ進み市道嘉瀬川堤防2号線との交点に至り、同市道を南へ進み県道佐賀外環状線との交点に至り、同県道を西へ進み県道川上牛津線との交点に至り、同県道を南へ進み市道於保大久保線との交点に至り、同市道を北へ進み市道川上中央線との交点に至り、同市道を西へ進み県道松尾佐賀停車場線との交点に至り、同県道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(6)

1 名称

岩田久保泉特定猟具使用禁止区域

2 区域

神崎市神埼町の市道日の隈唐香原線と県道佐賀川久保鳥栖線との交点を起点とし、同県道を西へ進み佐賀市と神崎市の境界との交点に至り、同境界を南へ進み市道草場櫟木線との交点に至り、同市道を西へ進み農道との分岐点に至り、同農道を北へ進み市道西原櫟木線との交点に至り、同市道を北西へ進み県道佐賀川久保鳥栖線との交点に至り、同県道を西へ進み佐賀市久保泉町の今井出橋に至り、同橋梁から巨勢川沿いに北へ進み蛸橋に至り、同橋梁から市道宮分西原線を東へ進み県道佐賀脊振線との交点に至り、同地点から北へ100メートル進み里道との交点に至り、同地点から上分3集落と下分集落の境界沿いに東へ進み同市と神崎市の境界との交点に至り、同境界を北へ進み九州横断自動車道との交点に至り、同高速道路を東へ進み市道日の隈唐香原線との交点に至り、同市道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(7)

1 名称

玄海特定猟具使用禁止区域

2 区域

東松浦郡玄海町の有浦川と国道204号との交点を起点とし、同国道を南へ進み町道後谷轟木線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道牟形轟木線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道牟形南浦田線との交点に至り、同町道を南西へ進み国道204号との交点に至り、同国道を南へ進み座川との交点に至り、同河川を西へ進み同河川の河口に至り、同所から海岸線を北西へ進み有浦川の河口に至り、同河川を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器